

発行

長野県企画部生活文化課 NPO活動推進室  
 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎1階  
 TEL 026-235-7189 FAX 026-235-7258  
 URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>  
 Eメール [npo@pref.nagano.lg.jp](mailto:npo@pref.nagano.lg.jp)

## インフォメーション - 県からのお知らせです -

4月1日から名称が変わります。

新しい名称 **「県民協働・NPO課」** (旧「NPO活動推進室」)

地域の課題解決に向け、県民、NPO、企業等の様々な主体が、それぞれの持つ力を十分に発揮し、共に支え合う仕組みをさらに進めるよう取り組んでいくため、名称と組織体制を変更します。

◆名称変更に伴いEメールアドレスが変更になります。 新アドレス [kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp](mailto:kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp)  
 (電話・FAX番号は変更ありません。)

## 平成23年度 主な支援施策のご案内

### 新しい公共支援・推進事業 ～NPOが自立的に活動できるよう側面的な支援をします～

新たに、学識経験者、中間支援組織、NPO等、企業・経済団体、金融機関、公認会計士などの会計の専門家や市町村などで構成される「円卓会議」を設置して、支援事業の内容や成果目標、支援対象者などの検討を行い、NPOの自主的・自立的な活動を側面からバックアップする事業を実施していきます。

(主な予定支援事業)

- セミナーの開催などによる人材育成支援
- 公認会計士や中小企業診断士などによる専門相談
- NPO、市町村等多様な担い手が連携し地域諸課題解決に向けた取組みへの助成 など

### NPO法人運営セミナー

新しい公共支援・推進事業の中で、NPOがより充実した活動ができるよう、活動資金確保など組織基盤の強化、会計・税務等の実務習得等を目的としたセミナーを実施していきます。

(主な予定支援対象)

- 経営マネジメント等法人代表者
- 会計、税務等事務局担当者
- 情報発信等広報担当者 など

### NPO法人設立講座・相談事業

平成23年度も引き続き、NPO法人の設立を希望される方を対象に、法の趣旨や法人設立・運営に当たっての責務等を理解し、新しい公共の担い手として活躍できるように、設立講座及び個別相談を実施します。

県庁会場 ボランティア交流センターながの会議室(東庁舎1階)で毎週水曜日に開催  
 地方事務所会場 各地方事務所で年2回開催

### ◆長野県の将来ビジョンに対するご意見・ご提言を募集しています◆

県では、今後の県づくりの指針となる将来ビジョン(新たな総合5か年計画)を策定します。みなさんが望んでいるこれからの県づくりや県の取組について、郵送、電子メール又はファクシミリによりお寄せ下さい。

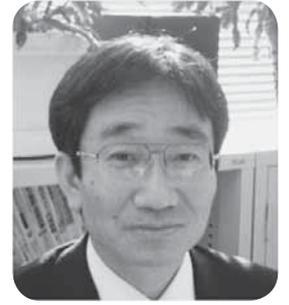
(URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kikaku/newplan/ikenbosyu.htm>)

◇問合せ先 企画課計画係 026-235-7014

目次	インフォメーション	1	市民活動支援センターに行ってみよう	7
	NPOの会計と決算期対応の基礎知識	2～4	NPO活動を支援する融資制度 NPO夢バンク	8
	事業報告書等の提出をお忘れなく!	5	教えて!NPO活動	8
	新NPO法人紹介	6		

# NPOの会計と決算期対応の基礎知識

日本公認会計士協会長野県会の弓場法さんを講師に開催したNPOの会計を学ぶセミナーの資料を参考に、NPOの会計と決算期に行う事務処理の基礎を紹介します。  
決算書類は専門家に任せているという方も、これを機に会計の勉強を始めてみてはどうでしょうか。



日本公認会計士協会長野県会  
弓場法さん

## 会計の原則

(特定非営利活動促進法第27条)

特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

### 1) 正規の簿記の原則

全ての取引、財産の動きを漏れなく（網羅性）  
検証可能な証拠に基づき（検証性）  
体系的に整然と記録する（秩序性）

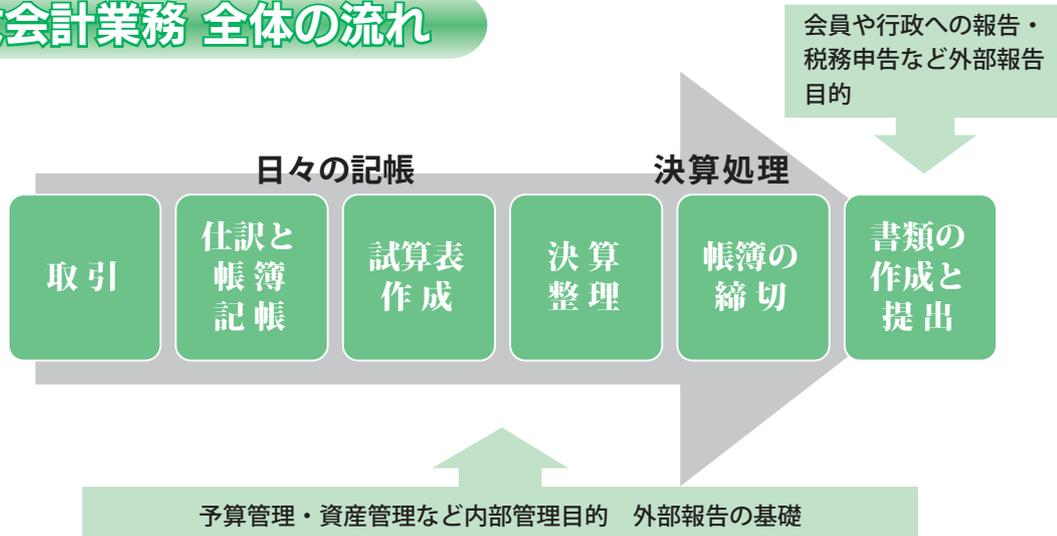
### 2) 真実性及び明瞭性の原則

正しい会計簿から計算書類を作成し、真実の内容を分かりやすく記載する。

### 3) 継続性の原則

採用した処理基準や手続については毎年度継続して適用する。正当な理由なく変更はできない。

## 一般的な会計業務 全体の流れ



## 日々の記帳

### 出納帳の作成

- ・ 出納帳は、事業区分別に作成する。
- ・ 現金と預金の出納をしっかりと記帳する。
- ・ 必要に応じて、補助簿を作成

### ※補助簿の例

会費台帳（会費の入金・未入金の管理）  
固定資産台帳 など

## 【現金出納帳の記載例】

事業名：〇〇事業

No.	日付	摘要	中科目	金額
1	H22.4.1	柴田さん	会費収入	5,000
2	H22.5.7	長野さん 寄付金	寄付金収入	10,000
3	H22.5.25	事業収入	事業収入	30,000
4	H22.7.1	給料 渡辺さん	給料手当	100,000
5	H22.7.1	給料源泉所得税	預かり金収入	10,000
6	H22.10.1	コピー機購入	什器備品購入支出	200,000

**【固定資産台帳の例】** …所有する固定資産の取得価格、償却方法、残高などを記録するために作成します。

品名	勘定科目	取得日	取得価格	耐用年数
コピー機	器具備品	H22.10.1	200,000	4
	月数	減価償却費	減価償却累計額	簿価
H23.3.31	6	25,000	25,000	175,000
H24.3.31	12	50,000	75,000	125,000
H25.3.31	12	50,000	125,000	75,000
H26.3.31	12	50,000	175,000	25,000
H27.3.31	6	24,999	199,999	1
	48	199,999		

『耐用年数』は、法人税法で「資産の種類」「構造」「用途」等により詳細に定められています。法人税の申告が必要な法人は特に注意しましょう。

**減価償却とは…？**

長期間にわたって使用される固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きのことです。その方法には種類がありますが、ここでは毎年一定額を償却していく「定額法」で行っています。

(取得価格が20万円で耐用年数が4年なので、1年に5万円ずつ償却)

**決算処理の手順**

**ステップ1 収支計算書(資金収支の部)作成**

- ・ 出納記録を科目別に集計し、転記する。
- ・ 経常収支とその他の資金収支を区分する。

その他の資金収入の例 固定資産売却収入、短期借入金収入、長期借入金収入、繰入金収入、預かり金収入 等

その他の資金支出の例 固定資産取得支出、敷金・保証金支出、短期借入金返済支出、前払金支出 等

**【現金出納記録の集計の例】** (多桁式現金出納帳を利用している場合)

事業名：〇〇事業

No.	日付	摘要	中科目	期首残高			収入内訳			支出内訳		
				収入	支出	残高	会費収入	寄付金収入	事業収入	事・給料手当	管・消耗品費	什器備品購入支出
1	H22.4.1	柴田さん	会費収入	5,000		300,000	5,000					
2	H22.5.7	長野さん 寄付金	寄付金 収入	10,000		315,000		10,000				
3	H22.5.25	事業収入	事業収入	30,000		345,000			30,000			
4	H22.7.1	給料 渡辺さん	給料手当		100,000	245,000				100,000		
5	H22.7.1	給料源泉 所得税	預かり金 収入	10,000		255,000						
6	H22.10.1	コピー機 購入	什器備品 購入支出		200,000	55,000						200,000
		合計		〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

事・■=事業費 管・□=管理費 ◆=その他の資金支出

**ステップ2 財産目録の作成**

- ・ 現金を数えて補助簿と突合
- ・ 預金残高の確認 (通帳や残高証明)
- ・ 未収金、未払金の確認
- ・ 貯蔵品などの棚卸資産
- ・ 固定資産の未償却分の把握

など

**ステップ3 貸借対照表の作成**

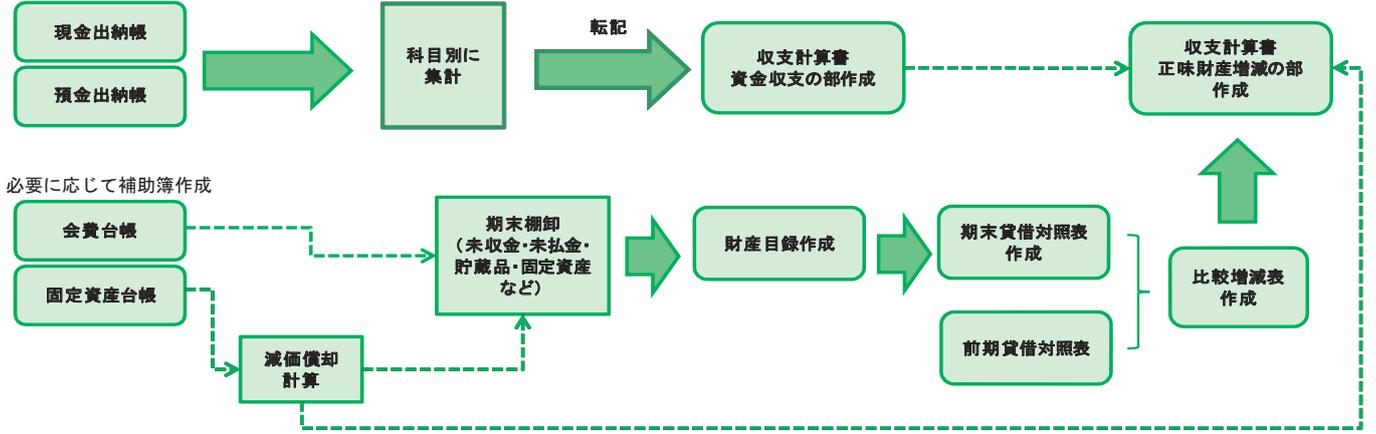
- ・ 財産目録から作成します。  
(貸借対照表の付属明細表が財産目録といえます。財産目録で詳細に記載した各勘定科目を集計し、貸借対照表に同じ勘定科目で転記します。)
- ・ 「当期正味財産増減額」は差額で計算します。

(注) 複式簿記で記帳している場合は、帳簿を集計して貸借対照表を作成し、財産目録を照合しましょう。

# 会計業務のフロー図

小規模法人向け  
複式簿記未経験者向け  
資金範囲: 現金預金

集計したい事業区分ごとに作成



## ステップ4 前期貸借対照表と今期貸借対照表の比較表作成

- ・ 貸借対照表の各科目の差額を計算し、正味財産の増減の内訳を把握します。

## ステップ5 収支計算書（正味財産増減の部）作成

- ・ 前期と当期の貸借対照表の比較表より転記します。
- ・ 固定資産は、固定資産台帳のまとめも見ながら、減価償却額を分けて記載します。

## ステップ6 注記の作成

- ・ どのような会計処理を行ったか明らかにするため、注記を作成します。
- (記載事項の例)
- 固定資産の減価償却の方法
  - 次期繰越収支差額の内訳
  - 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末の残高

## 【貸借対照表比較増減表の例】

科目	当期貸借対照表(A)	前期貸借対照表(B)	差額(A-B)
流動資産			
現金預金	298,200	300,000	- 1,800
未収金	30,000	0	30,000
流動資産合計	328,200	300,000	28,200
固定資産			
什器備品	232,500	175,000	57,500
固定資産合計	232,500	175,000	57,500
資産合計	560,700	475,000	85,700
流動負債			
未払金	10,000	0	10,000
流動負債合計	10,000	0	10,000
固定負債			
長期借入金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	10,000	0	10,000
差引正味財産	550,700	475,000	75,700
負債及び正味財産合計	560,700	475,000	85,700

今回のセミナー資料は、平成11年に経済企画庁（現内閣府）が作成した『特定非営利活動法人の会計の手引き』を元に作成しています。

現在、特定非営利活動法人の会計基準について議論されている所ですので、今後その動きに注目する必要があります。

## お詫びと訂正

前号（第32号）で掲載しました「これだけは押さえない！NPO広報の基礎」の内容について誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

### 1 参考文献の引用箇所

- 誤 「広報実践～チラシ作成編～」
- 正 「そもそも広報とは何か？～広報の基本～」
- 「広報実践～チラシ作成編～」

### 2 参考文献の発行先

社会福祉法人大阪ボランティア協会



# 会計年度終了後の 事業報告書等の提出をお忘れなく！

## ◆ 事業報告書等の決算書類 ◆

NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度始めの3ヶ月以内に作成し、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。

また、毎事業年度始めの3ヶ月以内に所轄庁（長野県）に提出してください。

（例えば、決算月が3月の法人の場合は、6月末が提出期限です。）

### ○事業報告書等を提出する目的は、市民に活動を公開するためです。

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきとの考えから、市民に活動を公開するために提出が必要です。（県が内容をチェックするためではありません。）

会員や、活動を支援したい人に「何を目的に、どんな活動をしているのか」「活動の成果はどういうものだったか」「どんな運営がされているのか」を知ってもらう大切な資料です。

信頼を得て、支持者や参加者を増やすためにも、正確でわかりやすい資料づくりを心がけ、NPO活動の理解を得る格好のチャンスとしてください。

### ○事業報告書等を提出しない場合は罰則があります。

事業報告書等の提出をしない場合は、過料や認証取消しの処分があります。

決算書類などを社員総会（理事会）で議決した場合は、所轄庁（長野県）・法務局・税務関係機関への届出等が必要です。



## ◆ 役員の変更 ◆

役員に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。

「辞任」や「新任」に加え、**任期満了による「再任」の場合であっても届出が必要です。**

**（2年に1度は必ず届け出ることになりますのでお忘れなく。）**

また、理事については法務局への登記も必要です。

\* 登記をしない場合は、過料の処分があります。

## ◆ 定款の変更 ◆

定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければその効力が生じません。

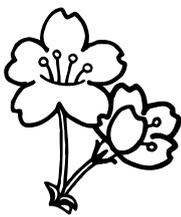
定款変更に伴う事業の実施を円滑に行うために、定款変更について総会で議決した場合は、速やかに申請手続きをしてください。

また、登記事項に係る変更の場合は、法務局への登記手続きも認証後2週間以内に行う必要があります。

## ◆ 各種申請・届出書類の一覧

区 分	提出書類	提出期限	法務局への届出
事業報告書等	①事業報告書等提出書 ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤収支計算書 ⑥前事業年度の役員名簿 ⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 【前事業年度に定款変更をした場合は以下も提出】 ⑧記載事項に変更のあった定款 ⑨定款の変更に係る認証に関する書類（認証通知）の写し ⑩定款の変更に係る登記に関する書類（登記事項証明書）の写し	事業年度終了後 3ヶ月以内	資産総額の変更があった場合 （事業年度終了後、 2ヶ月以内）
役員の変更等の届出	①役員変更等届出書 【新任の場合は以下も提出】 ②就任承諾及び誓約書（贈本） ③役員住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの （住民票等の原本、写しは不可）	変更後速やかに	理事の変更（再任も含む）があった場合 （変更後、2週間以内）
定款記載事項の変更認証申請 （事務所・資産・公告を除く）	①定款変更認証申請書 ②定款変更を議決した社員総会の議事録 ③変更後の定款 【事業内容が変更の場合は以下も提出】 ④2年度分の事業計画書 ⑤2年度分の収支予算書	定款変更しようとする場合	登記事項に変更があった場合 （変更認証後、2週間以内）
定款記載事項の変更届出 ①事務所の所在地 ②資産に関する事項 ③公告の方法	定款変更届出書	変更後速やかに	事務所所在地の変更があった場合 （変更後、2週間以内）

\* 様式については、県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>）の「特定非営利活動法人の設立・管理・運営の手引き」から、ダウンロードできますのでご利用下さい。



# 新NPO法人 紹介

12月から3月までに新たに設立した15法人を紹介します。

県内のNPO法人の情報については、

県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npomenue.htm>) でご覧いただけます。

名称 (設立年月日)	目的 (主たる事務所の所在地)
Cultured Sports Platform (平成22年11月29日)	小諸・佐久地域の子どもから大人を対象に、サッカー、フットサルを通じてスポーツ環境の整備、競技の普及と技術の向上を図り、子ども達の健全な心身の育成、地域住民の体力作り、連帯意識の高揚に寄与する。 (〒384-0055 小諸市大字柏木5番地4)
信州アグリトライアル (平成23年2月10日)	長野県での就農者と就農有志市民が、農業で自立できる地産品の開発・生産活動、及び就農者の高齢化等で放棄される農地の再生・環境の保全活動、さらには当該事業活動にともない創出される新規就農者への雇用機会の拡大を図ることを目的に事業を行い、もって公益の増進に寄与する。 (〒384-0084 小諸市大字耳取2015番2)
佐久地方に流れる用水の会 (平成22年12月7日)	佐久地方に流れる用水の流域住民や流域を訪れる人々に対して、江戸時代に開削された用水の美しい流れを作り出した用水の保全を図り、用水の歴史を知る運動を行い、豊かな自然環境の保全、住みよいまちづくりの推進に寄与する。 (〒389-0115 北佐久郡軽井沢町大字追分901番地2)
たんぽぽのおうち (平成23年2月9日)	障害を持つ人々に対して、福祉サービスをその障害者の意向を尊重して提供することにより、障害者が個人の尊厳を保持しつつ、いかなる障害も克服して地域の中で生活できるよう支援に努める。 (〒392-0027 諏訪市湖岸通り一丁目19番地7号)
Dream Cake Project (平成22年12月24日)	子どもたちとその子どもたちの関係者に対して、夢を持ち、夢を語り、それを応援するための家族団らん、地域団らんを提供することで、家族の絆や地域の絆を紡いでいくことに関する事業を行い、心のつながりのある社会の実現に寄与する。 (〒396-0006 伊那市上牧6608番地1)
夢の会駒ヶ根 (平成23年2月14日)	駒ヶ根市に在住するもの、それらに関係する近隣の住民に対して、郷土の歴史、自然に理解を深め、環境を保護し、住民の交流の輪を広げること等に関する事業を行い、郷土を安心、安全な、より住みやすい地域にし、次代に引き継いでいくことに寄与する。 (〒399-4104 駒ヶ根市経塚11番30号)
意識生活 (平成23年2月22日)	物質主義の蔓延した現代において、分断され混乱した個人は、社会に対する責任感と環境に対する自然な愛情を喪失しています。私たちは、ヨガやホメオパシーの実践と普及活動を行い、ネオヒューマニズムに基づいた教育を推進することなどにより、啓発された新しい意識の目覚めを促進し、人々の健康と自己実現の達成に貢献し、人類奉仕を実践しうる人材を育成していきます。また、自然と調和した暮らしを目指す共同体の建設や運営を行い、国内外の災害救援活動を実施するなど、来るべき持続可能な社会の建設に向け、積極的に貢献する。 (〒399-3702 上伊那郡飯島町飯島2863番地36フレグランスマロニエA102)
のぞみの里 (平成22年12月9日)	地域住民に対して、老人介護に関する事業を行い、老人福祉を増進する。 (〒397-0001 木曾郡木曾町福島5569番地)
ぐるったネットワーク大町 (平成22年12月16日)	大町市及び大北地域又はこの地を訪れる人々に対して、新しい協働のまちづくりおよび新しい観光の仕組み作りを行い、地域の自然・文化・歴史・人材を守りつつ、地域の市民活動の連携を目指し、これを発信し、これからの地域社会に寄与する。 (〒398-0002 大町市大町1559番地4)
しんまち (平成22年12月8日)	地域住民全てに対して、地域住民が助けあって高齢者の介護等に関する事業を行うことにより、地域の福祉の推進に寄与する。 (〒381-2404 長野市信州新町上条125番地1)
P・Kパラダイス (平成22年12月9日)	地域の子育て中の家族、年齢や未婚・既婚にとらわれない全ての女性、そしてそれらを支援する地域住民や関係機関そして社会に対して、その活動を助けることを目的とした質の高い情報を提供するとともに、子育て支援・女性自立支援に役立つ活動を広く行う。これによって、子育て中に抱きかちな不安を解消し、孤独な子育てから家族および社会全体の子育ての実現を図り、未来を担う子どもたちの健全で健やかな人格形成に寄与するとともに、意欲にあふれ生きがいを持った男女共同参画社会づくりを促進し、暮らしの充実とまちの活性化に寄与する。 (〒382-0000 須坂市大字小山1267番1号)
もくもく (平成22年12月20日)	森づくり・炭焼きを通じ地球環境を守り、循環型社会の形成に寄与する。 (〒389-1214 上水内郡飯綱町黒川2155番地)
美しい村小川・絆のネットワーク (平成23年1月20日)	小川村に暮らす人々及び小川村に関心を寄せる人々に対して、村の自然資源や文化・伝統の発掘と継続、新たな産業の育成、都市・山村交流に関する事業を行い、小川村のむらづくりと発展に寄与する。 (〒381-3303 上水内郡小川村大字小根山7581番地)
豊かな地域づくり研究所 (平成23年1月19日)	地域に暮らし生業を営むものと、地域外で活躍するものが交流するさまざまな機会を創設し、協働して明日の豊かな地域づくり、すなわち「住みたいまち・行きたいまち・買いたいまち・交流したいまち」づくりの実現に寄与する。 (〒383-0025 中野市三好町一丁目3番23号)
アメイジングスポーツスクエア (平成23年2月22日)	広く一般市民、障がい者に対して、各種スポーツ施設の管理・運営の受託及びその支援に関する事業、各種スポーツについての情報の提供に関する事業、障がい者スポーツの普及・啓発・振興並びに障がい者スポーツ施設の管理・運営の受託に関する事業、障がい者スポーツ及び障がい者支援に関連した個人・団体・企業等に対するの支援に関する事業、障がい者スポーツスクールの企画・運営に関する事業を行い、スポーツの振興と、スポーツを通じた障害者の社会参加及び福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与する。 (〒389-2253 飯山市大字飯山11492番地4)



# 市民活動支援センターへ行ってみよう

このコーナーでは、長野県内の各地域で市民活動をサポートし、NPOやボランティアの架け橋を担っている市民活動支援センターを紹介しています。「市民活動に参加してみたい」「どんな団体があるのか知りたい」「活動の場を広げたい」という皆さん、一度、市民活動支援センターに立ち寄って市民活動に触れてみてください。第4回目は、安曇野市市民活動センターです。

## 安曇野市市民活動センター「くるりん広場」～市民が主体で管理運営をしています～

くるりん広場は安曇野市の「市民と行政の協働指針」にもとづいて、市民と行政が情報を共有し、市民活動団体のネットワーク化を図る場として、平成20年10月に旧健康保健センターを利用して開所しました。くるりん広場という名称は市民からの公募で決定し、「人が来る！わ（和、輪）ができる！そのわがくるくる広がって！・・・」という思いが込められています。

広場の管理運営は市とパートナーシップ協定を結んだ市民団体「市民活動センターわの会」が行い、午後の日直と月一回の早朝全館清掃を登録団体メンバーで実施しています。

### くるりん広場の機能

#### 市民活動の場の提供

会議室やフリースペースを活用して、活発な市民活動が展開されています。以前保健センターとして使われていたので、全館床がカーペット張りで小さな子どもにも安全な環境で、子育て支援団体から好評です。

#### 情報収集・提供

行政および市民活動団体の情報収集発信、また、登録団体の活動の様子などを展示しています。ホームページも自分たちの手で立ち上げ、運用しています。

#### 交流の支援

NPO・市民活動団体等の情報を発信し、企画イベントの窓口となる等、活動しやすいように便宜を計っています。備品を置く倉庫もあり、活用されています。

### くるりん広場活動紹介

#### ◆くるりん交流会の開催◆



わの会会員の交流を深めるとともに日頃の活動内容を市民の皆様を知って頂くため、年2回「くるりん広場の日」を定め実施しています。お昼には、恒例になった「ぬかくどおにぎり」と豚汁のサービスもあり、和気あいあいと会話が弾みます。

#### ◆くるりん講座の開催◆

くるりん広場を使って、毎月講座を開催しています。講座は登録団体が主催したり、わの会が独自に企画をしています。今までに、緑のカーテン作り、家庭でできるプチエコ、松食い虫対策のアカゲラの巣箱づくりなど多数実施しました。市民団体の持ち味を生かした講座が開かれています。



#### ◆くるりんニュースの発行◆

くるりんニュースは隔月発行の機関誌です。広場での講座やイベント等様々な活動内容を伝えています。登録団体の紹介や行事予定なども掲載され、読みやすく楽しい紙面になっています。



#### ◆わの会サロン◆



お茶を飲みながらゆったりと、広場のこと、自分たちの活動のことなどを語り合おうと、2月から始めました。参加者の評判も良く、今後も時折開催の予定です。

#### 問い合わせ先

安曇野市市民活動センター「くるりん広場」  
〒399-8303 安曇野市穂高6658番地  
TEL&Fax: 0263-82-1922 HP: <http://www.azumino-sk.net/>  
【開館時間】月～土 9:00～17:00（会議室は21:30まで）  
【休館日】毎週日曜日・年末年始

# NPO活動を支援する融資制度 NPO 夢バンク

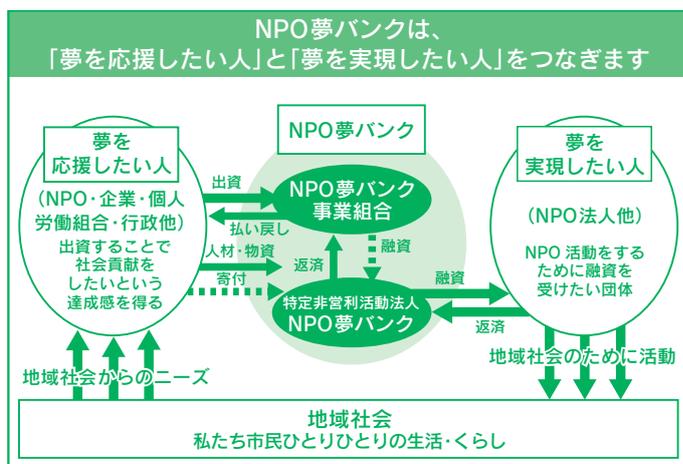
～ 23 年 1 月から常時申込みができるようになりました～

「NPO 夢バンク」は、NPO の創業立ち上げ資金・運転資金を融資し NPO の活動を支援するため、平成 15 年 11 月に設立されました。

「NPO 夢バンク」による融資活動は、市民が協力して NPO を支えようとする仕組みで、市民自らによる NPO の自立に向けた意欲的な取り組みです。平成 16 年 7 月の第 1 回目の融資以降、平成 22 年 12 月末までに 65 件 1 億 5,879 万円の融資が実行され、引き続き出資金・寄付金等の募集と、常時融資相談・申込の受付が行われています。

このような活動の貸付原資を提供するため、長野県は長野市 (600 万円)、松本市 (600 万円)、上田市 (300 万円) と共に、800 万円を平成 21 年 8 月 26 日から 3 年間、無利子で貸付を行い、NPO 事業の基盤強化、NPO が自立して活動できる地域社会の構築に向けて支援しています。

NPO 法人 NPO 夢バンク理事長の和田清成さんは「融資を受けられた皆様には、NPO 活動を支援したいと考えている市民によって皆さんは支えられているということに感謝して欲しい」と、又「いろいろな助成金が出る迄、また長野県の元気づくり支援金の交付される迄の繋ぎ資金として、短期間 (1 年以内の一括返済・年利 2.0% の後払い) 利用されるという使い道もある」と話されます。また「大口、長期の資金は一般の金融機関に担っていたが、我々は小回りの利く小口融資に徹して、NPO が花を咲かせるお手伝いをしたい」と抱負を語られます。



## 教えて！NPO活動

### ◆ NPO法人設立講座・個別相談 ◆

NPO 法人を設立したり、活動に参加して社会貢献活動をしたい方を対象に、NPO 法人の設立方法や運営上の留意点を理解していただくため、県庁 (「ボランティア交流センターながの」) と各地方事務所を会場に、NPO 法人設立講座・個別相談を実施しています。

22 年度は 158 団体の参加があり、18 団体から法人の設立申請がありました。

参加者からは、「法人化すると、社会的責任が伴うことがわかった」「組織内で心構えができた」などの感想がありました。

今年度も引き続き、県庁 (毎週水曜日) と各地方事務所で開催しますので、是非ご参加ください。

\* 詳細については、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>) をご覧ください。



### 「NPO法人ハンドブック」を作成しました

NPO 法人の設立方法や法人運営の基本を確認するためのハンドブックを作成しました。ご希望の方は、当課までお問い合わせください。(郵送代を負担いただき提供します) また、県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>) でもご覧いただけます。

「設立編」  
(NPO 法人の概要・組織の設計・設立申請の手順・設立登記・設立後の手続)  
「運営編」  
(法人設立後の運営管理・組織・会計・情報公開・官公庁への届け出)

### ◆ 出前講座 ◆

皆様のご希望の地域に伺い、NPO についての疑問にお答えします。

2 月に小諸市民会館で開催された「NPO・ボランティア講座」で、NPO・ボランティア活動について説明しました。参加者からは、「活動に参加することの重要性や楽しさを感じることができた」「始めてみるのが大切だとわかった」「ボランティアとはもっと気軽にできる事を感じた」などの感想がありました。

申し込みは県ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/koho/demae/kagami.htm>) をご覧ください。

